

掲示期間 8.1~8.10

新潟市告示第493号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市西川図書館多目的ホール使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年8月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社NKSコーポレーション新潟支店

所在地 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市西川図書館多目的ホール使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年7月1日

4 徴収事務を委託した日

令和7年7月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで